

清瀬市いじめ防止のための行動計画
第4期実施計画（令和5年度～令和7年度）

令和5年2月
清瀬市

1 清瀬いじめ防止のための行動計画の基本的な考え方

(1) 目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、社会全体で取り組まなければならない課題です。

清瀬市では、平成 26 年 8 月、社会総がかりでいじめ問題に取り組み、いじめ防止等のための対策を総合的、効果的に進めるために「清瀬市いじめ防止基本方針」を策定しました。そして、「清瀬市いじめ防止基本方針」の具体的な取組を「清瀬市いじめ防止のための行動計画」に表し、「いじめのないまち清瀬」を目指していきます。

(2) 性格

この行動計画は、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行）」、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）」、「東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年 7 月 2 日公布・施行）」、「東京都いじめ防止基本方針（平成 26 年 7 月 10 日）」、「東京都教育委員会いじめ総合対策（平成 26 年 7 月 10 日）」、「清瀬市いじめ防止基本方針（平成 26 年 8 月）」及び「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申「いじめ総合対策に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（平成 28 年 7 月 28 日）」の内容を具体的に表すものです。

清瀬市教育委員会は、平成 26 年 8 月に「清瀬市いじめ防止のための行動計画（第 1 期実施計画）」、平成 29 年 1 月に第 2 期実施計画を策定してきましたが、この度上記及び本市立小中学校児童・生徒の状況を踏まえ、第 3 期実施計画を改訂しました。

(3) 期間

いじめはいつでもどこでも起こりうるものです。心豊かで安全・安心な社会、いじめのない社会をつくりあげていくためには、本行動計画を継続的かつ着実に進めていくことが必要です。一方で子供を取り巻く環境は常に変化し続けています。その変化について対応することができる普遍的な行動を策定するためには、「計画・実行・評価・改善」の取組を一定程度の期間継続することで検証を進めるとともに見直しを図る必要があります。さらに、行動計画の内容が実行され浸透するためには一定程度の時間を要する内容も含まれていることから、清瀬市いじめ問題対策連絡協議会において毎年度の評価・改善を継続するとともに、行動計画の検証・見直しを 3 年間とします。次回（第 5 期実施計画）の改定時期は令和 7 年度を予定しています。

2 いじめ根絶のための行動計画

いじめ問題の根本的な解決のためには、子供たちの豊かな心を育む取組の充実を図るとともに子供たち自身が、考え行動できるよう仕向けることを中心としながら、いじめを発生させないための取組と万が一いじめが発生した時に適切に対応するための取組が必要です。

教育委員会は、子供たちの豊かな心を育む取組を重視した施策を中核に置きつつ、いじめ防止の取組を社会総がかりで総合的に推進します。

学校は、いじめに対する教職員の危機管理意識を高め、軽微ないじめをも見逃さない適切な指導を行うことで、いじめ防止を総合的に推進します。

(1) ねらい

① 子供たちの豊かな心及び人権尊重に基づく主体的な行動力を育むための「開発的アプローチ」

清瀬市では、教育委員会最重要施策である命の教育の充実及びインクルーシブ教育システムの構築の土台となっている共生社会の実現への過程を通して生命尊重を基盤とした子供たちへ豊かな心及び人権尊重に基づく主体的な行動力を育みます。

② いじめを発生させないための「予防的アプローチ」

教育委員会は、学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣を行うとともに、教育相談室等の教育相談体制の整備に努めます。また、児童・生徒の学級環境適応感のアセスメントを学校において実施し、いじめ等の兆候をつかみます。

学校は、いじめに関するアンケート調査及びこれに基づく面談を実施したり、定期的なスクールカウンセラーとの面接行ったりしていじめの兆候を早期に把握していきます。また、教員等による校内巡回を強化していきます。

以上のことを充実させ、子供が発信するわずかなサインをも見逃さないように、また重大事態にならないよう対応していきます。

③ いじめ問題に適切に対応する「問題解決的アプローチ」

教育委員会は、学校に対して月例いじめ実態調査を行い、学校で発生しているいじめと対応状況を把握し、教育相談室とも連携を図りながら情報の共有及び支援を行います。これは再発防止まで考えているので、継続して行っていきます。また、重大事態については、校内組織や市長の附属機関と密に連携して解決に当たります。

学校は、組織で対応すべく第一報を確実かつ迅速に（校内）いじめ防止対策委員会に報告してから、対応策を協議し、明確な方針に基づいて対処していきます。この際、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて外部機関と連携して解決に当たります。

(2) 取組内容

取組内容名 ／アプローチ種別	趣旨・内容等	変遷の態様 ／備考（主体者等）
①赤ちゃんのチカラプロジェクト ／主に開発的	命の教育の推進を通して児童・生徒に命の重みを感じ取らせるとともに自他の命を守る主体的な態度を育みます。 この取組は地域のNPO法人を介して赤ちゃん、保護者、地域の方々の協力を得て行うため、正に社会総がかりによる取組であると言えます。	継続・改善 ／小学校は高学年にて、中学校は第3学年にて実施
②認知症サポーター養成講座 ／主に開発的	生涯健幸部介護保険課と連携して認知症サポーターを養成します。児童自身が該当高齢者に支援できることを自覚させ、自尊感情を高めていくとともに実践的な行動がとれる力を身に付けさせます。	継続・改善 ／小学校にて実施 今後中学校でも実施
③全生園(国立ハンセン病資料館)を活用した体験活動 ／主に開発的	人権課題「HIV感染者・ハンセン病患者等」に基づく人権教育を通して、差別・偏見がいかにか、差別・偏見を受けた人たちを苦しませ悲しませるかを正しく理解し、どのような立場の人であっても公正・公平に接することの大切さを学ばせます。	継続・改善 ／小中学校にて実施

取組内容名 ／アプローチ種別	趣旨・内容等	変遷の態様 ／備考（主体者等）
④道徳教育推進委員会 ／主に開発的	<p>道徳の教科化の議論の発端となったのは、1つにいじめの問題への対応が挙げられます。</p> <p>考え議論する道徳授業への質的変換を図り、特にいじめを念頭に、道徳科の内容項目の「生命の尊さ」、「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」を重点に置き、その指導方法等を研究し、成果を学校に普及します。</p>	<p>継続・改善 ／各校道徳教育推進教師</p>
⑤清瀬市道徳郷土資料集の活用 ／主に開発的	<p>本資料は、道徳教育推進委員会の協力を得て、平成27年度末に完成しました。令和4年3月には、改訂版及び活用事例集が完成しました。</p> <p>本資料を活用し、「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」等を育てていきます。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
⑥道徳授業地区公開講座 ／主に開発的	<p>各校における道徳教育について、保護者・地域の方への理解を促進し、意見交換等を通して社会総がかりで子供たちの豊かな心を育みます。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
⑦命と人権教育推進委員会 ／主に開発的	<p>各校に人権教育推進委員を委嘱し、生命尊重を基盤とした人権教育を推進していきます。</p> <p>また、東京都人権センターを活用したフィールドワーク研修等を活用し、教員研修の充実を図るとともに、これまでの各校の具体的な実践や取組の成果を全校で共有し、児童・生徒の人権感覚を高めていきます。</p>	<p>継続・改善 ／命と人権教育推進委員</p>
⑧命の教育フォーラム ／主に開発的	<p>子供、学校関係者及び地域の方々と一体となって、社会総がかりで進める命の教育の推進、市民の集う会です。</p> <p>これまで生徒会交流会による命の教育に関わる実践報告会やいじめ撲滅宣言の発表等がありましたが、今後も手法を凝らして充実させていきます。</p>	<p>継続・改善 ／市民</p>
⑨いじめ撲滅に向けた各校の取組 ／主に開発的及び予防的	<p>いじめ撲滅宣言（平成27年度生徒会サミットにて議決）を受け、各校の児童会・生徒会が中心になって、いじめ撲滅に向けた取組を自律的に行います。</p> <p>また、SNSの使い方に関する学校や家庭でのルールづくり等、子供の主体性を生かしつつ、保護者等の協力も得ながら各校ごとに取り組んでいきます。</p> <p>※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。 ネット上のコミュニケーション機能をもったサービス全般を指す。（メール、掲示板、無料通話アプリ、画像投稿サービス等）</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>

取組内容名 ／アプローチ種別	趣旨・内容等	変遷の態様 ／備考（主体者等）
⑩スクールカウンセラー（SC）の全校配置 ／主に予防的及び問題解決的	小・中学校に引き続き全校配置します。 小学校第5学年及び中学校第1学年で全員面接を実施し、SCと児童・生徒がラポール関係を構築し、カウンセリングを受けやすい環境をつくるとともに、いじめの兆候をいち早くキャッチします。また、いじめの問題が発生した場合は、臨床心理学の立場から児童・生徒を支援します。	継続・改善 ／小中学校にて実施
⑪スクールソーシャルワーカー（SSW）の学校派遣 ／主に問題解決的	不登校傾向を示す児童・生徒や福祉的な支援が必要な家庭に対してSSWを派遣します。	継続・改善 ／小中学校又は家庭等にて実施
⑫教職員に対する資質向上への取組 ／全	教育委員会は、3つのアプローチによるいじめ防止やいじめ問題の解決に向けた取組についての研修を職層別研修会や各種委員会等を通じて教職員に行います。また、学校は、校長のリーダーシップの下、職員会議等を通じて研修を行います。	継続・改善 ／教職員
⑬巡回相談等の実施（専門家チームの学校訪問） ／主に予防的	教育委員会の専門チームが、学校の要請に応じて巡回相談・学校訪問（特別支援学校のセンター機能を活用した訪問事業、教育相談室心理士の定期訪問）を行い、いじめの予防又はいじめ問題の解決について支援します。	継続・改善 ／小中学校にて実施
⑭教育相談室 ／主に予防的及び問題解決的	いじめ悩み相談ホットラインを開設しています。（火曜日から土曜日まで、時間：午前9時から午後5時まで、電話：042-493-3526） 教育や心理を専門とする相談員が支援を行います。	継続・改善 ／市内幼保小中学生等（18歳まで可）、保護者
⑮月例いじめ実態調査 ／主に問題解決的	教育委員会は、学校を通じて毎月いじめを受けたと認定した児童・生徒についての調査を行っています。 学校では、いじめの態様、対応状況等を常に把握し、いじめを受けた児童・生徒を解決後も継続して見守り、教育委員会と情報の共有を行いながら連携して対応していきます。	継続・改善 ／小中学校にて実施
⑯学級環境適応感尺度「アセス」の実施 ／主に予防的	学校生活における児童・生徒個々の意欲や集団への適応感、学級集団の状態等を質問紙によって測定します。これにより、いじめの兆候をキャッチするとともに、いじめの発生や深刻化の予防、いじめの被害児童・生徒への支援を行うツールとします。	継続・改善 ／小中学校にて実施

取組内容名 ／アプローチ種別	趣旨・内容等	変遷の態様 ／備考（主体者等）
⑰いじめに関するアンケート調査 ／主に予防的	<p>東京都教育委員会は、6月、11月を「ふれあい月間（いじめ防止強化月間）」と定めています。学校はこれを受けて、いじめ防止に関する取組を工夫して行います。この取組の一環としていじめに関するアンケートを実施し、いじめ問題をはじめ学校への適応状況を児童・生徒に直接調査しています。また、その結果を基に個別面談を行い、いじめ防止対策委員会（校内）に報告し、学校組織として対応しています。</p> <p>アンケートの回収方法は、封筒に入れて全員提出してもらったり、家庭でアンケートを書いてもらったりするなど、必ずしも教室だけの調査・回収に終わらせることなく、一定の人間関係への配慮に努めています。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
⑱（校内）いじめ防止対策委員会 ／全	<p>学校は、「いじめ防止対策推進法」及び「清瀬市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止基本方針」を定め、これを根拠にしていじめ防止対策委員会を設置しています。</p> <p>いじめ（疑いも含む）の第一報は同委員会に報告され、対応策が協議されます。予防的・問題解決的アプローチだけでなく、開発的アプローチにも取り組んでおり、正にいじめ防止及びいじめ問題の解決に取り組む役割を担っています。必要に応じて教育委員会や教育相談室等との連携を取りながら行動しています。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
⑲清瀬市いじめ問題対策連絡協議会 ／全	<p>「いじめ防止対策推進法」及び「清瀬市いじめ防止基本方針」に基づき設置しています。</p> <p>構成は、清瀬市立小・中学校、清瀬市民生・児童委員協議会、警視庁東村山警察署、学校支援本部、清瀬市子ども家庭支援センター、清瀬市教育委員会（SSW、教育相談員）となっており、各年度における教育委員会及び学校のいじめ問題への対策について、取組の報告・評価や行動連携の確認を行っています。</p>	<p>継続・改善 ／教育委員会が主催</p>
⑳理解啓発・広報活動 ／全	<p>本計画や清瀬市いじめ問題対策連絡協議会の様子をホームページ上に公開し、その取組を広く市民に浸透させていきます。</p> <p>また、清瀬市民生児童委員協議会や学校支援本部、その他保護者会等において、本行動計画の広報活動を行い、保護者、地域住民、市民への理解啓発に努めます。</p>	<p>継続・改善 ／関係者の集まる ところへ教育委員会職員を派遣又は小中学校にて実施</p>

取組内容名 ／アプローチ種別	趣旨・内容等	変遷の態様 ／備考（主体者等）
②①命の週間 ／主に開発的及び 予防的	年2回（2学期開始時及び3学期開始時の1週間）、「命の週間」を位置付け、本行動計画や学校が定める計画に基づき、「いつでも誰とでも相談週間」や「あいさつプラス一言運動」などを行い、自殺の予防対策に努めていきます。	継続・改善 ／小中学校にて 実施
②②「いつでも誰とでも相談週間」及び 「あいさつプラス一言運動」 ／主に予防的	全ての大人がいじめ防止に関心を持ち、特に学校や登下校時に教職員や地域の方々と児童・生徒たちに積極的に声かけをしていき、児童・生徒の異変に気付ける体制や、児童・生徒が大人に気軽に、すぐ相談できる環境を作っていきます。	継続・改善 ／小中学校、地域
②③家庭学習の手引 きの作成／主に開 発的及び予防的	子供たちの学習への興味・関心を高め、自主的に学習に取り組めるように、どのような働きかけをしたらよいかを保護者とともに考えるきっかけとなる手引きを令和3年9月に作成しました。 主に、子供たちの学習への意欲を高めるための土台となる親子の信頼関係を深めることや健康的な生活習慣づくり等に係る取組を紹介しています。	継続・改善 ／教育委員会ホームページ、学校だより、学校での保護者会等で周知
②④校則の見直し等 に関する取組／主 に開発的及び防 防的	校則（小学校における「生活のやくそく」等も含む）の内容について、児童・生徒の実情、保護者の意向、地域・社会の状況、時代の進展などを踏まえ、毎年度、児童・生徒、保護者、地域等から意見を聴取し、校内での総点検・見直しを行います。 例えば、標準服、髪型などに関わる校則について、合理的理由のないものについては改善していきます。	新規 ／小中学校にて実 施
②⑤多様性の尊重に 関する取組／主 に開発的及び防 防的	名簿については、その利用上、合理的理由のないものについては、原則男女混合名簿を使用します。	新規 ／小中学校にて実 施

1 家庭・保護者の取組方針（依頼）

子供の社会性を最初に形成する場所は家庭です。保護者による適切な養育がなければ、子供の規範意識は身に付きません。保護者は善悪の判断やいじめのいけなさを常に教え諭したり考えさせたりしていかなければなりません。いじめの情報を得た場合は、学校は速やかに連絡・相談し大人たちが協議し、社会総がかりで取組を進めることが大切です。

【教育基本法 10 条（家庭教育）】【いじめ防止対策法 9 条（保護者の責務等）】

（1）温かい家庭環境の中で善悪の判断を知り、判断ができるようにする

- ・ 挨拶、早寝・早起き、朝ごはん等の基本的な生活習慣、善悪を判断し自立した生活を送るための態度を身に付けさせます。
- ・ 何でも気軽に話せる雰囲気をつくり、家庭が心の居場所となるように努めます。
- ・ 共通の話題や趣味をつくったりするなど子供とのふれあいを大切にします。
- ・ 人間としてのあり方や生き方等を語り合ったり、共同作業・体験を通したりして心豊かにたくましく育てます。
- ・ スマートフォンやテレビやインターネット、電子ゲーム等の使用は一定のルールを設け、フィルタリングやパスワードをかけ、有害情報に接しないようにします。
- ・ 他の保護者や、学校、地域社会とのつながりを大切にし、いじめやその解決に関心を持ちます。

（2）いじめなどのサインを見逃さないようにする

- ・ いじめが大人のいないところで行われたり、大人が気づきにくい方法で行われたりすることが多いことを再認識し、子供の表面に出てくるわずかなサイン（不安、悔しさ、落ち込み等）を見取るように心がけます。そのために子供との会話を多くし、持ち物や服装などの異変にいち早く気付けるようにしていきます。
- ・ 地域行事等に積極的に子供を参加させ、保護者以外の大人とふれあうようにしていきます。

（3）いじめを発見したら、速やかに学校等に連絡・相談する

① いじめられていると感じている子供に

- ・ 子供の心と体を守ることを第一に考え、学校と保護者で必ず守り抜くという姿勢で対応します。
- ・ 信頼できる友人などから情報を得るようにします。
- ・ 子供の気持ちを受け止め学校や相談機関に相談します。

◎事態が重大だと判断したら・・・（重大例：リストカット、自殺のほのめかし等）

- ・ 即刻、学校（校長又は副校長）や相談機関と相談し、連携しながら対応していきます。
- ・ 子供に寄り添い、「助けを求めることは弱いことではなく正当なこと」を伝えます。また、「必ず助ける」という保護者としての強い覚悟を伝えます。
- ・ 安易に励ましたり叱ったりせず、子供が取っている言動について受け止め理解します。また、打ち明けてくれたことを褒め、子供の話を傾聴します。

② いじめをしているかもしれないという子供に

- ・ 子供がいじめをしていることを保護者に伝えた勇気を認めてあげます。
- ・ いじめをしてしまった気持ちや本人の言い分を十分に聞き取り、その背景を察しながら共にいじめいけなさを考えます。理解するに至った時、その考えたことを言わせませす。
- ・ 子供の人間性を否定することなく、いじめという行為を容認しない強い意志を伝えます。
- ・ いじめた子供に、自分のいけなかったことを言わせるとともに謝罪します。場合によっては保護者も謝罪します。
- ・ いじめ行為を後悔させ、繰り返さない気持ちになるまで関わり続け、いじめを根絶させます。
- ・ 学校や相談機関にも介在してもらい、よりよい生き方を考えさせます。

③ 見て見ぬふりをしたり、はやしたてたりしている子供に

- ・ 傍観者になったり煽ったりしてしまった理由を十分に聞き取ります。
- ・ 傍観者やおおっている態度・言動はいじめていることと同じであることを厳しく伝え、いじめという行為を容認してはならないことを分からせませす。
- ・ 子供の人間性を否定せずに、今後どのような行動を取ればよいのかを共に考えませす。
- ・ 学校や相談機関に相談するとともに、よりよい生き方を共に考えていませす。

2 地域の取組指針（依頼）

子供の社会性を陶冶していくには、家庭や学校だけでなく社会総がかりで子供を育むことが大切です。子供が登下校している時や子供の生活の場が地域に戻っている時に、地域の目で見守られ、安全に、安心して過ごすことができるようにすることが大切です。

（1）子供たちに挨拶や言葉をかけながら見守る

- ・ 大人が率先して挨拶します。
- ・ 言葉をかけながら子供たちを励ましてあげませす。
- ・ 地域全体で子供を見守ります。

（2）地域の健全育成活動を推進する

- ・ 地域が主体となって健全育成活動を推進します。
- ・ 活動を通して子供たちに協調性や思いやりの心を育て、いじめの芽となる要素を摘み取ります。
- ・ 子供たちが悪いことをしたら見逃さず、「ダメなものはダメ」と教えます。

（3）子供たち・学校も含めた地域住民との交流を進めませす

- ・ 子供のよい手本となって地域の行事や様々な活動を通して互いに関心を高め絆をつくっていきませす。
- ・ 互いに協働しながら共に地域を支え合う環境をつくりませす。学校とも協働し、双方が学校も含めた地域貢献ができるようにしていきませす。具体的にはボランティア活動等を推進し、学校にも地域の方々が入り、いじめが起きにくい環境をつくっていきませす。
- ・ 民生児童委員の協力を得て、いじめに関することで連携を強化します。
- ・ いじめ（その疑いも含む）を見つけたり相談を受けたりした場合は、状況を把握し速やかに学校や関係機関に情報提供します。 ※ 次ページに「保存版 いじめ発見シート」を掲載

保存版

いじめのサイン

発見シート

監修 森田洋司 氏 大阪市立大学名誉教授/
いじめ防止基本方針策定協議会座長

多くの子どもたちが誰にも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使って普段の生活との違いを確認してください。



朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人でできるようにしています。

- 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退が増えた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



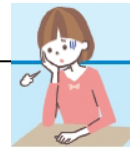
夕 (下校後)

- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



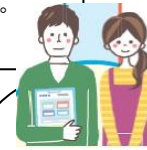
夜間 (就寝後)

- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れている。
- 家教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 服が汚れていたり、破れていたりする。



夜 (就寝前)

- 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたりたりする。
- 学校や友達の話題が減った。
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。



お子さまの様子はいかかですか？

※各チェック欄は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせてご活用ください。

■「いじめ」をしていませんか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。



- 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- 買った覚えのない物を持っている。
- 与えたお金以上の物を持っている。お小遣いでは買えない物を持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう

夏・冬休み明けの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校を嫌がったり、元気がなくなったりしていないか、子どもの様子的変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

「あれ？」

もしかしてと

思ったら・・・

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことを言わないようにしましょう。

「無視しなさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられている方が悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族でだけで悩まず、心配なことは学校へ相談しましょう

相談窓口

清瀬市いじめ悩み相談ホットライン

電話 042-493-3526

清瀬市教育相談室

(火曜日～土曜日 9:00～17:00)

24時間子供 SOS ダイヤル (文部科学省)

電話 0120-0-78310(なやみいおう)

24時間全国どこからでも悩み相談することができます。通話料は無料です。

※ 発信地の都道府県教育委員会等の相談窓口につながります。(東京都の場合は、東京都いじめ相談ホットライン 電話 0120-53-8288

東京都教育相談センターへ自動接続されます。)

3 子供たちの取組指針（学校の指導）

子供たちはもともと自分たちの問題を自分たちで解決していく力をもっています。以下のことを継続的に行うことで本来子供たちがもっている問題解決力を伸ばし、自分たちができるいじめ問題解決のための取組を進めましょう。平成27年度「命の教育フォーラム」での生徒会サミットにて「いじめ撲滅宣言」が採択されました。これは市立中学校のみならず、小学校も適用されるものです。以下のポイントに留意してください。

(1) 友達とよく話し合い、認め合う中で行動する

- ・ どこでもどの友達（同級生、上級生、下級生）にも挨拶をします。
- ・ 授業や学級活動等で自分の考えや意見を積極的に発表する。
- ・ 他の人の意見をよく聞き、自分の考えと違っていても、まずは受け止め、その人の立場になって考えます。
- ・ 家でも学校でも自分で引き受けた役割は最後まで責任をもってやり遂げます。係や清掃当番、委員会などの活動も同様です。
- ・ 他の人が頑張っている時は、それを認め、言葉や行動で支えてあげます。
- ・ 自分の考えや興味と違うと言ったことから、悪口言ったり、無視をしたり、仲間はずれをしたりするのはいじめです。そのような態度や行動を取る前にその人と話し合ってください。
- ・ 人はみな違います。相手の雰囲気や行動などが気に入らないと言っていじめをするのは、人間に対する差別です。人間は人としてみな平等ですので、様々な違いを理解していきましょう。
- ・ もしもいじめられている人がいたら、声をかけてあげるとともに、あなたのできる全ての行動を取ってください。

(2) いじめ撲滅宣言に基づく取組・行動を取る

いじめ撲滅宣言（平成28.2.20 命の教育フォーラム・生徒会サミット）

私たちは充実した学校生活を送る権利をもっています。いじめはその権利をうばうものです。いじめは、それをした人も、された人も、見ている人も、皆が傷付く悲しい行為です。人間は本来、やさしく人を思いやり、互いを認め合うことができるものです。私たちは、その優しさを表し、いじめに立ち向かう勇気をもつべきです。そして、一人一人が輝ける学校をつくるために、清瀬市内のすべての生徒が協力して、すべての学校からあらゆるいじめをなくしていくために、私たちはここに宣言します。

- 一. 私たちはどんな理由があってもいじめは絶対にしません。
- 一. いじめを見たら、自分達にできる最善の行動を考え、全力を尽くします。
- 一. 思いやりと笑顔にあふれる学校にします。

- ・ 児童会・生徒会が中心になって、同宣言を学校に掲示したり、これに基づく行動方針・計画を立てたりしましょう。
- ・ 児童・生徒は同宣言の趣旨を十分に理解する努力をし、これを受けて「自分は何ができるのか」を問いましょう。また、児童会・生徒会の取組に積極的に協力しましょう。

4 いじめ理解のための資料（先生方へ）

いじめは、いじめられた子供の人権を奪うものだけでなく、教育を受ける権利も奪われとともに健全な成長や人格の形成にも影響を与えます。私たち大人は以下のことを理解していじめ問題に対応していかなければなりません。

（１）いじめの定義【いじめ防止対策推進法２条】

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要があります。

※次ページ参照

「重大性の段階に応じたいじめの類型（例）～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～」
【「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）平成28年7月 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会】

（２）心理的、物理的に影響を与える行為

例えば、以下のような行為があります。

- ・ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

※ けんかのように見えてもいじめを背景としたものがあります。状況をよく把握して見極めをする必要があります。

※ インターネットやSNS上で悪口が書かれていても本人が知らない場合があります。しかし、このような場合もいじめであり、誹謗中傷したことが世界中の不特定多数の人に伝わることの問題性に鑑み、子供への指導が必等です

※ いじめは、「犯罪行為となるもので警察に相談することが必要となるもの」、「生命、身体、財産に重大な被害が生じて警察に通報することが必要となるもの」があります。

（３）いじめ認定のポイント

〔平成28年5月13日付28清教教指発第号72号通知「いじめの認定について」〕

いじめの定義に基づき、以下の〔いじめ認定要素〕①から④の全てを満たすことします。ただし、行為者が不明であり①及び②が満たされない場合であってもいじめと認定することになります。

また、かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意する必要があります。

〔いじめ認定要素〕

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童・生徒であること。
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること。
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。

いじめの態様は個々各児童・生徒によって千差万別です。よって、いじめを認定する際の具体的な基準を羅列することは、逆にいじめの本質から背けてしまうことになりかねません。そこで、以下アからウに示す〔留意点〕を踏まえつつ、〔いじめ認定要素〕を照らし合わせ、いじめ防止対策委員会等が協議した上で校長に具申し、校長が最終的にいじめの認定を判断するものとします。

〔留意点〕

ア 「からかい」などの行為

被害の児童・生徒が苦痛を感じているかどうかで、いじめに該当するかしないかが異なることがあります。「いじめ防止対策委員会等」は、一人一人の児童・生徒の状況から、「この子供は苦痛に感じているのではないか」というきめ細やかな視点に立っていじめの有無を協議する必要があります。

イ 多面的に判断

複数の情報を基に、いじめ防止対策委員会等で〔いじめ認定要素〕を踏まえて、総合的・多面的に判断します。

※ いじめ前後の状況に惑わされない。（例：仲がよかった。仲がよくなったなど）

※ 情報の例

- ・ 本人からの訴え、いじめアンケートの回答
- ・ 本人への確認（本人が否定する場合は、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることが望ましい。）
- ・ 教員、スクールカウンセラーの情報
- ・ 他からの情報（他児童・生徒、保護者、地域の方々など）

ウ いじめの芽や兆候などの現象

いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあります。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても〔いじめ認定要素〕に従い、該当すればいじめとして認定します。同様に、いじめ「疑い」についても、〔いじめ認定要素〕に従い、該当すればいじめとして認定します。

（４）いじめ指導のポイント

いじめに対する措置を原則以下の通りに行います。もっとも適切と考えられる対応を学校は考え、保護者と相談しながら取り組んでいきます。

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応していきます。被害児童・生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童・生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童・生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切です。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係・専門機関と連携して対応しましょう。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせましょう。児童・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要です。その際、被害児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「(校内) いじめ防止委員会」に報告し直ちに情報を共有します。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童・生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。

事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者(清瀬市教育委員会指導課)に報告するとともに、被害・加害児童・生徒の保護者に連絡します。学校や学校の設置者が、加害児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童・生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署(警視庁東村山警察署生活安全課少年係)と相談して対処します。なお、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めてください。

③ いじめられた児童・生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童・生徒から、事実関係の聴取を行います。その際、いじめられている児童・生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意しましょう。また、児童・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていきます。

家庭訪問等により、事実関係の聴取を行ったその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。いじめられた児童・生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童・生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童・生徒の安全を確保します。あわせて、いじめられた児童・生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童・生徒に寄り添い支える体制をつくります。いじめられた児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童・生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。

状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ます。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切です。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供します。

④ いじめた児童・生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童・生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。

また、事実関係を聴取したら、その日のうちに迅速に保護者へ連絡し、事実に対する保護者の理

解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

いじめた児童・生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめた児童・生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童・生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。児童・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていきます。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止（市教委決裁）や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を取るようになります。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童・生徒に対して懲戒¹を加えることも考えられます。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童・生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっていますので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めてください。

なお、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めてください。パスワード付きサイトやSNS、携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要です。

※ 「いじめ防止基本方針の策定について」（平成25年10月11日付25文科初第814号文部科学省通知）・参考2「学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」を参考)

¹ 懲戒

学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童・生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童・生徒を除く。）、訓告のほか、児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为される行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

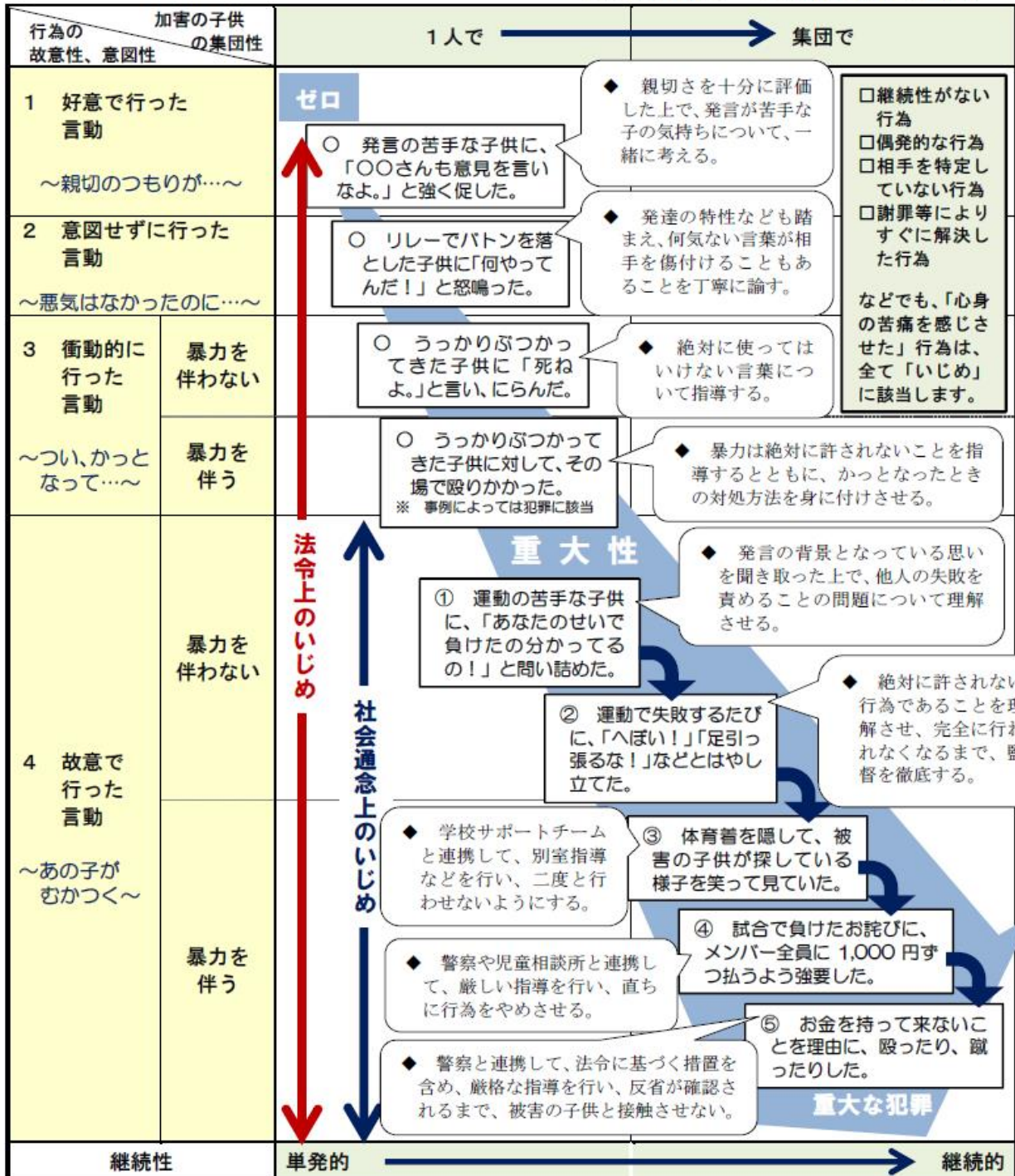
● 重大性の段階に応じたいじめの類型（例）

～「いじめ」の定義に基づく確実な認知に向けて～

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。
 ※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

【「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）平成28年7月 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会】

5 学校の対応

学校は、いじめ（疑いも含む）を発見した時、関係機関と連携しながら速やかに以下の取組を進めます。

(1) いじめを発見した時

- ・ 発見や情報を得た時、その関係した教員だけで対応するのではなく、必ず（校内）いじめ防止対策委員会に報告します。
- ・ いじめ防止対策委員会（校内）は受理した情報に基づき、対応方針・計画を協議し記録します。
- ・ 関係保護者に対応方針・計画を説明し、理解と協力を得て、いじめの解決を図ります。
- ・ 定例保護者会又は必要に応じて緊急保護者会を開催し、情報を共有します。
- ・ 必要に応じて関係機関と相談・連携を進めます。
- ・ いじめが犯罪行為として取り上げられるべき事案については、東村山警察署に連絡し、連携して対処します。

【「いじめ総合対策」に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）平成 28 年 7 月 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会】

(2) 重大事態の時

① 重大事態の定義【いじめ防止対策推進法 28 条】

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態」

② ①の具体的解釈例

- ・ 児童・生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月文部科学大臣決定）】

- ・ 不登校欠席日数は年間 30 日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に対応する必要があります。 【不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月 文部科学省）】

③ 学校等の対応

- ・ いじめられた子供の安全確保を行います。
- ・ いじめられた子供が落ち着いて教育が受けられる環境を確保します。
- ・ 報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」行うものとされています。不登校重大事態の場合は 7 日以内まで教育委員会指導課へ報告します。次に指導課は教育長へ教育長は市長へ報告することになっています。 【いじめ防止対策推進法第 30 条】


報告は所定の様式 1 にて行います。 ※ 次々ページにあります。

- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携を進めます。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための学校は調査を実施します。学校の設置者や市長の附属機関が調査を行うこともあります。（再調査）
- ・ 学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の子供の反省が見られない場合など、被害児童・生徒に対して、今後も生命、身体、財産の被害を及ぼす可能性がある場合は、警察に通報して援助を求めます。その他、加害の子供の置かれている環境やこれまでの行為を踏まえ、小平児童相談所や清瀬市子ども家庭支援センター等と連携して、更生への支援を行います。

(様式1)

発第 号
令和 年 月 日

清瀬市教育委員会教育長 殿

清瀬市立 学校
校長 

いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態の発生を認知したので、同法第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 いじめに係る被害児童・生徒について

- (1) 氏名及び性別
- (2) 生年月日
- (3) 学年・学級
- (4) 保護者氏名
- (5) 学級担任氏名

2 いじめに係る事態の内容

- (1) いじめの態様
 - ア 重大事態の分類
 - イ いじめの態様
- (2) いじめの行為の概要
- (3) いじめ発見のきっかけ
 - ア 分類
 - イ 発見のきっかけの概要
- (4) いじめに係る行為が行われた期間
令和 年 月 から 令和 年 月 まで
- (5) 発生報告時の状況
 - ア 分類
 - イ 発生報告時の状況の概要

3 いじめに係る加害児童・生徒について

	氏名(ふりがな)	性別	学年・学級	備考
1				
2				
3				
4				
5				

4 事実経過及び学校の対応等

月 日	事実経過	学校の対応		その他
		被害児童・生徒及び 保護者への対応	加害児童・生徒及び 保護者への対応	

5 学校における今後の対応

(1) 調査について

ア 調査の中核となる組織

イ 組織の構成員

ウ 調査方法

エ 調査結果報告予定日 令和 年 月 日

(2) その他